

議案第19号

鳥取県警察手数料条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年11月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) <u>第59条第5項</u>の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の交付 1件につき15,000円</p> <p>(21) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 <u>第59条第9項</u>の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の書換え 1件につき4,600円</p> <p>(22) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 <u>第59条第10項</u>の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の再交付 1件につき2,200円</p> <p>(23)～(68) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) <u>第59条の2第5項</u>（同法第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の交付 1件につき15,000円</p> <p>(21) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 <u>第59条の2第9項</u>（同法第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の書換え 1件につき4,600円</p> <p>(22) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 <u>第59条の2第10項</u>（同法第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の再交付 1件につき2,200円</p> <p>(23)～(68) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第44号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第66条第2項において準用する同法第59条の2第5項、第9項又は第10項の規定に基づく核燃料物質等の運搬証明書の交付、書換え又は再交付に係る手数料については、なお従前の例による。